

別表第1(第3条関係)

(平22告示72・平23告示68・一部改正)

区分	補助対象要件	補助対象経費
電気自動車等	<ol style="list-style-type: none"> 1 自ら使用又は供用(自家用自動車有償貸渡業に限る)する目的で電気自動車等を新規に購入し、又はリースする者で、新規登録日(リースの場合にあっては、リース契約書に記載された使用開始日)の1年以上前から市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営んでいる事業者で、引き続き市内に住所を有するもの 2 電気自動車等の保管場所又は駐車場所が市内にあること。 3 一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金交付を受けている電気自動車等(2輪車を除く。)であること。 4 当該年度末までに新規登録が完了し、補助対象事業を完了することが確実なこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気自動車等本体に係る費用(消費税相当分については助成対象としないものとする。) 2 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表第4に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。
電気自動車等用充電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の住宅(店舗兼併用住宅を含み、事業用及び集合住宅を除く。)に設備を、設置又はリース(リースは電気自動車等用充電設備に限る。)しようとする者で市内に住所を有し、現に居住している者又は居住しようとする者。ただし、住宅に電気自動車等用充電設備の設置又はリースについては、電気自動車等の使用者に限る。 2 住宅用太陽光発電設備(系統連系していない設備かつ一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター(以下「J 	<ol style="list-style-type: none"> 1 機材費及び据付工事費。ただし、消費税相当分については助成対象としないものとする。 2 電気自動車等用充電設備は、電気自動車等の走行距離にして100km程度を30分から1時間程度で充電可能なもの又は電気自動車等の走行距離にして100km程度を充電可能なもので、入力が
住宅用太陽光発電設備		
小規模風力発電設備		

	<p>PEC」という。)が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付を受けている設備が設置された市内に建つ建売住宅(店舗兼併用住宅を含み、事業用及び集合住宅を除く。)の引渡しを受けようとする者で(引渡し日及び系統連系日が交付決定年月日以降であること。)、市内に住所を有し、現に居住している者又は居住しようとする者</p> <p>3 市内の事業所に設備(住宅用太陽光発電設備を除く。)を設置又はリース(リースは電気自動車等用充電設備に限る。)しようとする事業者</p> <p>4 当該年度末までに設備の設置工事が終了し、補助対象事業を完了することが確実なこと。</p> <p>5 設置若しくはリースしようとする設備又は設置された設備が新品(未使用品)であること。</p> <p>6 事業所に、設置又はリースする電気自動車等用充電設備は(「緊急避難的かつ1時間30分以内の充電に限り」などの条件付も認める。)一般の者が利用できること。</p>	<p>200Vのもの。この場合において、配電工事は電線等の最短の工事のみとし、配電盤の交換等に係る経費を除く。</p> <p>3 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合、別表第4に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。</p>
--	---	---